

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱を次のように定め
る。

令和4年2月2日

芝山町長 麻生 孝之

芝山町告示第7号

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業を促進するため、
本事業に取り組む事業者が実施する公共施設整備に対し、芝山町田園型居住
地創出拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに
関し、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号。以下「規
則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事
業事業者指定要綱（令和4年芝山町告示第6号。以下「指定要綱」とい
う。）第4条の規定により指定事業者の指定を受けた法人又は複数の法人に
より構成されたグループ（以下「指定事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）
は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 指定要綱第3条第1項に規定する芝山町田園型居住地創出拠点整備事
業事業者指定申請書に添付した事業計画書（以下「事業計画書」とい
う。）に基づく公共施設整備事業であること。
- (2) 公共施設の整備については、隣接地で推進されている民間会社による
移転住宅地の計画と整合したものであること。
- (3) 県、町その他関係機関等との必要な調整がなされた、又はなされる見
込みがあると町長が認める整備事業であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる公共施設の整備に係る別表第2に掲げる経費の総額とする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たり、国その他の団体からの補助金等を充當する場合にあっては、当該補助金等の額を控除した額を補助の対象とする。

(交付申請)

第5条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出するものとする。ただし、指定事業者がグループでの指定を受けている場合には、指定要綱第3条第1項ただし書に規定する指定申請を行った代表事業者が申請手続を行うものとする。

2 申請手続は、年度ごとに行うこととし、申請年度の補助対象事業に係る補助対象経費を明らかにした資料を添付するものとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、予算の範囲内においてこれを行う。

3 第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、当該申請書及び添付書類中に変更が生じた場合は、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査して適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の変更交付を決定し、芝山町田園

型居住地創出拠点整備事業費補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 補助事業者は、事業内容を変更するときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と町長が認める場合については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して変更の可否を決定し、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに芝山町田園型居住地創出拠点整備事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して中止又は廃止の可否を決定し、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による中止又は廃止の承認をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

（事業完了期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が補助金交付申請書に記された期日までに完了しないときは、速やかに芝山町田園型居住地創出拠点整備事業完了期日変更報告書（別記第8号様式）により町長に報告しなければならない。

（指示及び検査等）

第10条 町長は、事業の円滑な進捗と遂行を図るため、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は実地検査をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに芝山町田園型居住地創出拠点整備事業完了実績報告書（別記第9号様式）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了に複数年度を要する場合は、前項の実績報告書に加え、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業年度終了実績報告書（別記第10号様式）に町長が必要と認める書類を添付して、各年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告の内容審査等により、その報告に係る補助金の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金請求書（別記第12号様式）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金概算払請求書（別記第13号様式）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者でなくなったとき。ただし、指定要綱第6条の規定により地位の承継がなされた場合においてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業の完了が見込めなくなったとき。
- (3) 事業計画書に示された住宅販売計画が達成されないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (7) 第10条及び規則第13条の規定により命じられた措置を講じないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この要綱及び他の法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、事業計画書に定められた事業期間内は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還額は、補助金の交付決定をした額のうち取消しに係る部分を考慮し、町長が別に定めるものとする。
- 3 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 町長は、補助金を返還させる必要があるものについては、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金返還命令書（別記第14号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、当該補助対象事業完了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	具体的要件
道路	<p>事業計画に定められた道路であって、次の各号のいずれにも該当する道路をいう。</p> <p>(1) 芝山町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成25年芝山町条例第4号）第2条及び第3条の規定を満たすものであること。</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第2号及び関係法令の規定を満たすものであること。</p> <p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の規定を満たすものであること。</p> <p>(4) 整備すべき必要最小限の区間であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合を除く。</p>
公園	<p>事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。</p> <p>(1) 都市計画法第33条第1項第2号及び関係法令の規定を満たすものであること。</p>

	(2) 機能・構造等は、街区公園として一般的な整備水準を備えたものであること。また、水飲み場等を設置する場合は、専用井戸を整備すること。
消防水利	<p>事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。</p> <p>(1) 都市計画法第33条第1項第2号及び関係法令の規定を満たすものであること。</p> <p>(2) 構造・能力等は、整備すべき必要最小限の範囲であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合を除く。</p>
污水排水施設	<p>事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。</p> <p>(1) 都市計画法第33条第1項第3号及び関係法令の規定を満たすものであること。</p> <p>(2) 構造・能力等は、整備すべき必要最小限の範囲であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合を除く。また、戸別の合併処理浄化槽で整備する場合は、補助対象事業から除くものとする。</p>
雨水排水施設	<p>事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。</p> <p>(1) 都市計画法第33条第1項第3号及び関係法令の規定を満たすものであること。</p> <p>(2) 構造・能力等は、整備すべき必要最小限の範囲であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合を除く。</p>

	(3) 5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量を有効かつ適切に排水できるものであること。
水路	事業計画に定められたものであって、事業の実施に必要となるものをいう。
雨水流出抑制施設	事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。 (1) 千葉県の開発許可制度の解説（都市計画法編・令和2年3月最終改訂）の規定を満たすものであること。 (2) 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き（平成18年9月最終改訂）に基づき計画された施設であること。 (3) 構造・能力等は、整備すべき必要最小限の範囲であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合を除く。
給水施設（専用水道）の配水管及び管路付属設備	事業計画に定められたものであって、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。 (1) 都市計画法第33条第1項第4号及び関係法令の規定を満たすものであること。 (2) 構造・能力等は、整備すべき必要最小限の範囲であること。ただし、町長が整備事業について条件を付す場合は除く。また、配水管及び管路付属設備以外の井戸、浄水施設及び貯水槽等については、補助対象事業から除くものとする。 (3) 将来の町営水道への接続等を考慮したものとすること。

別表第2（第4条関係）

種別	内容
工事費	<ul style="list-style-type: none">・工事に要する経費 工事の施工に必要な労務、材料、委託及び賃借等に要するもの・附帯工事に要する経費 本工事に伴い必要を生じた他の施設等の工事に必要な労務、材料、委託及び賃借等に要するもの
設計費	<ul style="list-style-type: none">・工事施工に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
用地費	<ul style="list-style-type: none">・別表第1に掲げる公共施設の用に供する敷地の取得に要する経費 ただし、自治活動で必要な集会施設の用地費については、補助対象経費とする。

別記第1号様式（第5条関係）

年　月　日

芝山町長　　様

(代表事業者)

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付申請額　　円

3 補助事業の目的及び内容

4 補助事業の実施期間　　年　月　日～　年　月　日

5 添付書類

別記第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金については、下記のとおり交付を決定（却下）したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知する。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額

3 支払の方法（却下の理由）

4 交付の条件

- (1) この補助金の対象となる事業及びその内容は、交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、芝山町補助金等交付規則、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱及び芝山町田園型居住地創出拠点整備事業事業者指定要綱に定める事項を遵守しなければならない。
- (4) 上記条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第3号様式（第6条、第7条関係）

年　月　日

芝山町長　様

（代表事業者）

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金変更等承認申請書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金について、下記のとおり変更を行いたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第6条第3項及び第7条第1項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更しようとする事項

3 変更しようとする理由

別記第4号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日 付けで変更承認申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金については、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知する。

記

1 補助事業の名称

2 変更の可否

3 補助金交付決定額の変更

変更前交付決定額

円

変更後交付決定額

円

4 支払の方法（不承認の理由）

別記第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金については、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の可否
- 3 変更を承認した事項（不承認の理由）

別記第6号様式（第8条関係）

年　月　日

芝山町長 様

(代表事業者)

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた
芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金に係る補助対象事業を、下記により休止（廃止）したいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 中止（廃止）する事業内容

3 事業を中止（廃止）する理由

※経緯等も含めて時系列で具体的に記載すること。

4 経費の支出額内訳（注）

（単位：千円）

既施工等部分額	未施工等部分額	合計

5 事業再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間　　年　月　日～　年　月　日
(2) 完了予定日　　年　月　日

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

別記第7号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業中止（廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった芝山町田園型居住地創出拠点整備事業に関する中止（廃止）については、下記のとおり決定したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知する。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の可否
- 3 承認の条件（不承認の理由）

別記第8号様式（第9条関係）

年　月　日

芝山町長様

(代表事業者)

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業完了期日変更報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の事由により、同通知に付された完了期日には、事業の完了が困難になったので芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定通知に付された事業の完了期日

3 変更後の完了期日

4 変更の事由

5 添付資料

※工程表や写真等の工事の進捗状況を把握できるもの

別記第9号様式（第11条関係）

年　月　日

芝山町長様

(代表事業者)

所在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業完了実績報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金に係る補助対象事業が完了したので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額　　円

補助金精算額　　円

3 補助事業の実施期間　年　月　日～年　月　日

4 添付書類

(1) 経費支出に係る領収書の写し

(2) 交付決定の内容への適合が確認できる資料その他関係書類

別記第10号様式（第11条関係）

年　月　日

芝山町長様

(代表事業者)

所在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業年度終了実績報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金に係る補助対象事業の年度における実績について、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 年度内補助対象経費実支出額

円

3 年度内補助金受入額

円

4 添付書類

(1) 補助金受入調書（別紙1）

(2) 経費支出に係る領収書の写し

(3) 事業遂行工程表

※事業全体における当該年度の実績を明示すること。

別紙 1

年度補助金受入調書

(単位：円)

交付決定の内容		年度内執行実績		翌年度繰越額	
(1)総事業費	(2)補助金の 交付額	(3)補助金対象 経費実支出 額	(4)補助金の 受入額	(5)事業費 (1)-(3)	(6)補助金の 受入額 (2)-(4)

作成上の留意事項

- (ア) 標題の年度は、事業年度を記載すること。
- (イ) (1)の額は、補助対象事業の総事業費を記入すること。
- (ウ) (2)の額は、交付決定額を記入すること。
- (エ) (3)の額は、当該年度の補助対象経費の実支出額を記入すること。
- (オ) (4)の額は、当該年度の補助金の受入額を記入すること。
- (カ) (5)の額は、翌年度の補助対象事業の事業費を記入すること。
- (キ) (6)の額は、翌年度の繰越額を記入すること。
- (ク) 翌々年度へ繰越しに行われた場合は、年度内執行実績は、

$\left[\begin{array}{l} \text{当初年度執行分} \\ \text{次年度執行分} \end{array} \right]$ の2段書きとし、翌年度繰越額は、

$\left[\begin{array}{l} \text{翌年度繰越額} \\ \text{翌々年度繰越額} \end{array} \right]$ とする。

別記第11号様式（第12条関係）

第 年 月 日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績（年度終了実績）報告のあった
(年度) 芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金につい
ては、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第12
条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

なお、確定補助金額を超えて既に交付されている補助金については、
芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第16条第
3項の規定により、 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 (年度) 確定補助金額 円

2 交付済補助金額 円

3 返還金額 円

別記第12号様式（第13条関係）

年　月　日

芝山町長様

(代表事業者)

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金請求書

年　月　日付け第　　号で交付確定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金について、補助金の精算払を受けたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　金　円

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額等

交付決定額	円
交付確定額（注）	円
年度末確定額	円
既受入額	円
今回請求額	円

（注）補助事業が完了せずに終了する年度においては、交付確定額は空欄とすること。

別記第13号様式（第14条関係）

年　月　日

芝山町長様

（代表事業者）

所在地

法人名

法人代表者名

印

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金概算払請求書

年　月　日付け第　　号で交付決定の通知を受けた芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金について、補助金の概算払を受けたいので、芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　金　　円

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額等

交付決定額	円
既受入額	円
今回請求額	円
残額	円

3 概算払の理由

別記第14号様式（第16条関係）

第
年
月
日
号

様

芝山町長

芝山町田園型居住地創出拠点整備事業費補助金返還命令書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定した芝山町田園型
居住地創出拠点整備事業費補助金について、芝山町田園型居住地創出
拠点整備事業費補助金交付要綱第16条第4項の規定により、下記の
とおり補助金の返還を命ずる。

記

1 補助事業の名称

2 返還金額 円

3 返還を要する理由

4 返還期日 年　　月　　日